

第69期

定時株主総会招集ご通知

- 開催日時: 2020年6月29日 (月曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 議決権行使期限: 2020年6月26日 (金曜日) 午後5時30分まで

CONTENTS

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第69期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 7 |
| 計算書類等 | 11 |
| 監査報告書 | 12 |
| 株主総会参考書類 | 13 |
| 議案および参考事項 | |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 8名選任の件 | |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | |
| 第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額設定の件 | |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 | |
| 第7号議案 退任監査役2名に対する退職慰労金贈呈の件 | |

新型コロナウイルス感染症の影響により大規模集會自粛要請が継続している状況にありますので、株主の皆様には、健康状態に関わらず、可能な限り本株主総会への来場をお控えください。
書面またはインターネット等により議決権行使をお願い申し上げます。
また、お土産は取り止めとさせていただきます。

フクシマガリレイ株式会社

証券コード: 6420

株 主 各 位

(証券コード 6420)
2020年6月12日
大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号
フクシマガリレイ株式会社
代表取締役社長 福 島 裕

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により大規模集会自粛要請が継続している状況にありますので、株主の皆様には、健康状態に関わらず、可能な限り本株主総会への来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までに議決権行使書のご送付またはインターネット等でのご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号
ガリレイグループ本社ビル 8階
※開催場所が例年と異なっておりますので、最終ページの「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役2名に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

〈株主総会に関する注意事項〉

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令（緊急的かつ時限的な措置を含む）および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.galilei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

事業報告

- ・企業集団の現況に関する事項（事業の経過およびその成果、対処すべき課題、財産および損益の状況の推移、主要な営業所および工場並びに従業員の状況、主要な借入先、その他企業集団の現況に関する重要な事項）
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

計算書類等

- ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

監査報告書

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・監査役会の監査報告書

なお、監査役および会計監査人が監査した事業報告、計算書類等は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社総務部総務課（電話：06-6477-2011）までお知らせください。

2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.galilei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、例年株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.galilei.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・当社役員につきましても感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
- ・以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

議決権の行使についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会日時
2020年6月29日（月曜日）
午前10時開催
（受付開始は午前9時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちいただきますようお願い申し上げます。

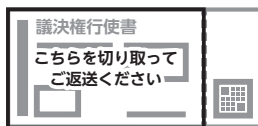
当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限
2020年6月26日（金曜日）
午後5時30分必着

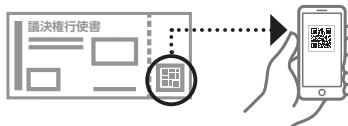
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2020年6月26日（金曜日）
午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネット等によるご行使

行使期限
2020年6月26日（金曜日）
午後5時30分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては5頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

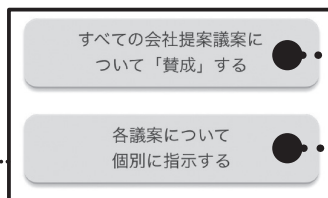


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

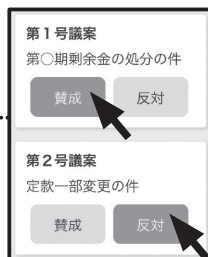
2 議決権行使方法を選ぶ



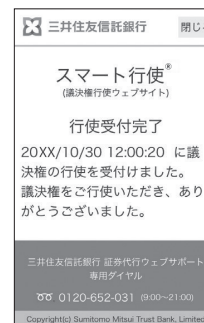
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度 QR コード® を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



① ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

●本サイトの利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使に関する取組内容」の取組内容をご確認ください。ご了承いただいた方は「次へ」をクリックしてください。

② ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
●電子メールにより宛先に通知された変更されている株主様の場合は、
宛先に記載されたメールアドレスを入力してください。

議決権行使コード:

③ パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、右リンクをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:

④ 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、2020年6月26日(金曜日)午後5時30分まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

以下の項目につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、法令および当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ・企業集団の現況に関する事項（事業の経過およびその成果、対処すべき課題、財産および損益の状況の推移、主要な営業所および工場並びに従業員の状況、主要な借入先、その他企業集団の現況に関する重要な事項）
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 連結会計年度中に取得した主要設備
- | | | |
|------------------|----------------------|----------|
| ・ 当社 | | |
| 本社 | 事業所用地及び建物 | 5,145百万円 |
| 岡山工場 | 業務用冷蔵庫モデルチェンジに伴う機器導入 | 915百万円 |
| 滋賀（水口）工場 | 社員寮用地及び建物 | 466百万円 |
| 千葉支店 | 事業所用地及び建物 | 308百万円 |
| ・ 子会社 | | |
| ガリレイパネルクリエイト株式会社 | 搬送機及びプレス機 | 227百万円 |
| タカハシガリレイ株式会社 | テスト機及び設備導入 | 131百万円 |
- ② 連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
- | | | |
|----------------|-----------|--------|
| ・ 当社 | | |
| 東京 | 社員寮用地及び建物 | 422百万円 |
| 東京浅草橋事務所 | 事業所用地 | 275百万円 |
| ・ 子会社 | | |
| 記載すべきものはありません。 | | |
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
- 生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

(2) 資金調達の状況

記載すべきものはありません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権の所有割合 | 主要な事業内容 |
|--------------------|-------------|----------|----------------|
| 福島国際（香港）有限公司 | 1百万HK\$ | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| フクシマトレーディング株式会社 | 20百万円 | 100% | 貿易業、エネルギー管理業 |
| 北京二商福島機電有限公司 | 91百万RMB | 78% | 冷凍冷蔵機器の製造販売・施工 |
| フクシマガリレイシンガポール株式会社 | 0.2百万SG\$ | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| 台湾福島国際股份有限公司 | 5百万NT\$ | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| 福久島貿易（上海）有限公司 | 9百万RMB | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| タカハシガリレイ株式会社 | 50百万円 | 100% | 食品機械の製造・販売 |
| フクシマガリレイマレーシア株式会社 | 2百万MYR | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| ガリレイパネルクリエイト株式会社 | 300百万円 | 100% | プレハブパネルの製造・販売 |
| ショウケンガリレイ株式会社 | 20百万円 | 100% | 食品機械の製造・販売 |
| フクシマガリレイタイランド株式会社 | 4百万THB | 49% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| 福島国際（ベトナム）有限会社 | 6,310百万VND | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| ガリレイ（タイランド）株式会社 | 225百万THB | 100% | 冷凍冷蔵庫の製造 |
| 福島国際（カンボジア）株式会社 | 0.3百万US\$ | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| フクシマガリレイミャンマー株式会社 | 135百万MMK | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売支援 |
| 福島国際インドネシア株式会社 | 10,002百万IDR | 67% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |
| 福島国際フィリピン株式会社 | 15百万PHP | 100% | 冷凍冷蔵機器の販売・施工 |

(注) フクシマガリレイシンガポール株式会社および台湾福島国際股份有限公司への出資比率のうち95%、福久島貿易（上海）有限公司、フクシマガリレイマレーシア株式会社、福島国際（ベトナム）有限会社、福島国際（カンボジア）株式会社、フクシマガリレイミャンマー株式会社および福島国際フィリピン株式会社への出資比率100%、フクシマガリレイタイランド株式会社への出資比率49%、福島国際インドネシア株式会社への出資比率67%は、間接所有によるものであります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|--|---|
| 福島 裕 | 代表取締役社長 | 北京二商福島機電有限公司 董事長 福島機器販売株式会社 代表取締役 フクシマトレーディング株式会社 代表取締役 株式会社テンポスホールディングス 社外取締役 |
| 福島 亮 | 取締役副社長兼 F M S 事業部、 エンジニアリング事業部、 アジア事業部担当 | 有限会社ティー・シー・エス・ピー 代表取締役 ガリレイパネルクリエイト株式会社 代表取締役 |
| 福島 豪 | 専務取締役 営業本部長兼 関東サービスセンター、 東京技術部、東京工事部担当 | |
| 片山 充 | 常務取締役 西日本支社長 | |
| 長尾 健二 | 常務取締役 製造本部長兼 グループ品質管理責任者兼 グループ生産統括 | |
| 水谷 浩三 | 取締役社長兼 F S 事業責任者兼 北海道・横浜支店、東京営業五部、 H&C事業部、フーズコンサルタント室担当 | |
| 日野 達雄 | 取管取締役 理本部長 | |
| 藤川 隆夫 | 取締役 | |
| 吉年 慶一 | 取締役 | |
| 田中 浩子 | 取締役 | 立命館大学食マネジメント学部教授 同大学院経営管理研究科兼任 マルシェ株式会社社外取締役 |
| 竹内 博史 | 監査役 (常勤) | |
| 濱 政夫 | 監査役 | |
| 西井 弘明 | 監査役 | |

- (注) 1. 取締役藤川隆夫氏および吉年慶一氏並びに田中浩子氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役竹内博史氏および濱 政夫氏並びに西井弘明氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役竹内博史氏および西井弘明氏は、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役濱 政夫氏は企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役 | 10名 | 352百万円 |
| 監 査 役 | 3名 | 23百万円 |
| 合 計 (うち社外役員) | 13名 (6名) | 376百万円 (38百万円) |

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した役員退職慰労引当金繰入額114百万円（取締役分113百万円、監査役分1百万円）を含んでおります。

以下の項目につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、法令および当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

以下の項目につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、法令および当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・ 監査役会の監査報告書

以 上

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備え、内部留保に意を用いるとともに、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、1株当たり48円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金48円
総額961,751,664円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、独立社外役員を集約し取締役会の構成員とすることで取締役会における社外取締役の比率を高め、役員体制のスリム化を図り、また、取締役会における重要な業務執行の決定の相当部分を取締役に委任することで取締役会の監督機能強化を可能とする監査等委員会設置会社へと移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) | 第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 | (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 (削除) |
| 第5条 (条文省略) | 第5条 (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。 2 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役を除く取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(任期)</p> <p>第24条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第27条 (条文省略)</p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|-------|
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | (削除) |
| <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> | (削除) |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> | (削除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> |
| | <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| | <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第6章 計算 第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 計算 第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第69期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第40条の定めるところによる。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|---|---|----------------|
| ① | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ふくしま ゆたか 福島 裕 (1950年8月6日生) | 1975年4月 当社入社 1977年12月 営業開発部長 1981年2月 常務取締役(営業担当) 1985年12月 専務取締役営業本部長 1992年4月 代表取締役社長(現任) 2018年7月 株式会社テンポスホールディングス 社外取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 北京二商福島機電有限公司 董事長 福島機器販売株式会社 代表取締役 フクシマトレーディング株式会社 代表取締役 株式会社テンポスホールディングス 社外取締役 | 1,003,152株 |
| <取締役候補者とした理由> 1992年4月より長年当社代表取締役として企業経営に従事し、幅広い人脈で事業を拡大し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| ② | <div data-bbox="257 272 325 309" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>ふくしま あきら</small> 福島 亮 (1958年2月6日生) | 1981年4月 当社入社 1984年12月 生産管理部長 1987年12月 本社工場長 1989年2月 取締役製造本部本社工場長 1994年4月 常務取締役大阪工場長 2000年4月 専務取締役東京支社長兼営業戦略部長 2003年4月 専務取締役営業本部長兼東京支社長 2007年5月 専務取締役営業本部長 2011年4月 専務取締役営業本部長兼東日本支社長 2012年4月 専務取締役営業本部長 2013年4月 専務取締役営業本部長兼エンジニアリング事業部担当 2014年4月 取締役副社長兼エンジニアリング事業部、アジア事業部担当 2019年4月 取締役副社長兼FMS事業部、エンジニアリング事業部、アジア事業部担当 現在に至る 重要な兼職の状況 有限会社ティー・シー・エス・ピー 代表取締役 ガリレイパネルクリエイティブ株式会社 代表取締役 | 661,048株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 2003年4月より営業本部長として営業部門を統括し豊富な業務知識・経験をもち、2014年4月よりグループ会社の代表取締役を兼任するなど事業拡大に貢献。職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| ③ | <div data-bbox="257 272 325 309" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div data-bbox="264 574 514 650" style="text-align: center;"> <small>ふくしまごう</small> 福島 豪 (1977年5月23日生) </div> | 2005年1月 当社入社 2010年4月 関西支社大阪営業一部長 2011年4月 執行役員東日本副支社長 2012年4月 常務執行役員東日本支社長（東京営業二部、横浜支店担当）兼営業開発部長 2013年4月 常務執行役員東日本支社長（東北支店、東京営業二部、営業開発部、東京CS部、東京技術部、SB事業部担当）兼STマーケティング責任者 2013年6月 常務取締役東日本支社長（東北支店、東京営業二部、営業開発部、東京CS部、東京技術部、SB事業部担当）兼STマーケティング責任者 2014年4月 専務取締役営業本部長兼東日本支社長兼東北・信越支店、東京営業二部、関東サービスセンター、東京技術部担当 2016年4月 専務取締役営業本部長兼東日本支社長兼北海道・東北・横浜支店、関東サービスセンター、東京技術部、東京工事部担当 2019年4月 専務取締役営業本部長兼関東サービスセンター、東京技術部、東京工事部担当 2020年4月 専務取締役営業本部長兼東日本支社長兼情報戦略部、関東サービスセンター、東京工事部、東京管理部担当 現在に至る | 79,300株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 2011年4月より執行役員としてショーケース事業の拡大に尽力し、2014年4月からは営業本部長として営業部門を統括するなど、豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|---|----------------|
| ④ | 再任 かた やま みつる 片山 充 (1951年4月29日生) | 1977年1月 当社入社 1992年4月 第一営業部長 1993年4月 福岡支店長 2002年4月 執行役員九州支社長 2003年4月 執行役員福岡支店長 2004年6月 取締役福岡支店長 2006年4月 取締役西日本支社長 2007年5月 取締役九州ブロック担当 2009年4月 取締役九州ブロック長 2010年4月 常務取締役西日本ブロック長 2011年4月 常務取締役西日本支社長 現在に至る | 35,800株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 2002年4月より九州地区の営業部門長を歴任し、2010年からは西日本地区を統括するなど豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。</p> | | | |
| ⑤ | 再任 なが お けん じ 長尾 健二 (1956年11月11日生) | 1979年4月 当社入社 2001年4月 東京支社営業一部長 2003年4月 滋賀工場長兼生産部長 2007年4月 執行役員製造本部長兼滋賀工場長 2009年4月 執行役員製造本部長兼岡山工場長兼技術担当 2009年6月 取締役製造本部長兼岡山工場長兼技術担当 2011年4月 取締役製造本部長兼岡山工場長兼No.1技術力担当 2012年4月 取締役製造本部長兼岡山工場長 2015年4月 取締役製造本部長 2016年6月 常務取締役製造本部長兼グループ生産統括、技術開発センター担当 2019年4月 常務取締役製造本部長兼グループ品質管理責任者兼グループ生産統括 現在に至る | 27,616株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 営業部門長を歴任し、2007年4月より製造本部長として生産性向上に尽力した功績をもち、豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|---|---|----------------|
| ⑥ | <div data-bbox="258 273 329 314" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div data-bbox="269 606 511 681" style="text-align: center;"> <small>みず たに こう ぞう</small> 水 谷 浩 三 (1960年11月11日生) </div> | 1984年 4月 当社入社 2002年 4月 東京支社営業戦略部長 2006年 4月 執行役員東京支社営業三部長兼営業戦略部長 兼フーズコンサルタント室長 2009年 4月 執行役員関東3ブロック長兼フーズコンサル タント室担当 2009年 6月 取締役関東3ブロック長兼フーズコンサル タント室担当 2011年 4月 取締役東京営業三部・四部兼フーズコンサル タント室、H&C事業部担当兼F Sマーケ ティング責任者 2013年 4月 取締役東日本副支社長（東京営業三部・四 部、千葉・横浜・西東京支店、フーズコンサル タント室、H&C事業部担当）兼F Sマー ケティング責任者 2015年 4月 取締役東日本副支社長兼F S事業責任者兼東 京営業三部・四部・五部、関東・千葉・横浜 支店、フーズコンサルタント室、東京営業戦 略部、H&C事業部担当 2016年 4月 取締役東日本副支社長兼F S事業責任者兼東 京営業三部・四部・五部、関東・千葉支店、 H&C事業部、フーズコンサルタント室担当 2019年 4月 取締役東日本支社長兼F S事業責任者兼北海 道・横浜支店、東京営業五部、H&C事業 部、フーズコンサルタント室担当 2020年 4月 取締役中部支社長 現在に至る | 24,400株 |
| <取締役候補者とした理由> 2009年6月より取締役として冷蔵庫事業の拡大に尽力し、豊富な業務知識・経験と実績を有している ことから、当社取締役として適任であると判断したため。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|---|---|----------------|
| ⑦ | 再任 ひのたつお 日野達雄 (1963年11月25日生) | 1987年3月 当社入社 2014年4月 執行役員 管理本部長兼総務人事部長 2015年4月 執行役員 管理本部長兼総務部長 2017年6月 取締役管理本部長兼総務部長 2018年4月 取締役管理本部長 2020年4月 取締役管理本部長兼人事部長 現在に至る | 12,300株 |
| <p><取締役候補者とした理由> 経理・総務部門を歴任し、2014年4月より管理本部長として管理部門を統括するなど、豊富な業務知識・経験で職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断したため。</p> | | | |
| ⑧ | 再任 たなかひろこ 田中浩子 (1965年4月1日生) | 1999年10月 有限会社田中浩子事務所（現 株式会社 Taste One）設立 2008年6月 マルシェ株式会社社外取締役（2020年6月退任予定） 2014年4月 大阪成蹊大学マネジメント学部教授 2016年4月 県立広島大学大学院経営管理研究科教授 2018年4月 立命館大学食マネジメント学部教授 同大学院経営管理研究科兼任 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2020年5月 株式会社平和堂社外取締役（現任） 現在に至る 重要な兼職の状況 立命館大学食マネジメント学部教授 同大学院経営管理研究科兼任 株式会社平和堂 社外取締役 | 一株 |
| <p><社外取締役候補者とした理由> 会社経営者や大学教授を歴任され、食と経営に関する幅広い知識や経験を持ち、また、企業の社外役員を長年勤める同氏の知見は、当社の経営に極めて有益であり、また当社の成長に繋がるものであり、当社の取締役として適任と判断したため。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p> | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中浩子氏は社外取締役候補者であります。また、当社は田中浩子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲内に限定できる旨を定款で定めており、既に田中浩子氏との間で責任限定契約を締結済みであります。田中浩子氏が重任した場合は、当該契約は継続されます。なお、当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める最低責任限度額です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|--|--|----------------|
| ① | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> たけ うち ひろ し 竹内博史 (1950年3月28日生) | 1973年4月 小西六写真工業株式会社(現コニカミノルタ株式会社)入社 1995年11月 コニカ株式会社 大阪販売部長 2001年6月 コニカカラーイメージング株式会社 代表取締役社長 2007年6月 コニカミノルタオプト株式会社 常勤監査役 2010年6月 当社常勤監査役 現在に至る | 3,600株 |
| <社外取締役候補者とした理由> 竹内博史氏は、常勤監査役の経歴を持ち、企業会計に関する知識が豊富であることから、業務執行を監査する者として適任と考え、社外取締役候補者とするものであります。 | | | |
| ② | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ふじ かわ たか お 藤川隆夫 (1950年3月7日生) | 1973年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 1999年10月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)池袋東口法人営業部長(理事) 2002年7月 総合警備保障株式会社出向 東日本事業本部統括部付担当部長 2003年7月 総合警備保障株式会社入社 2007年6月 同社執行役員 総務担当、総務部長 2011年6月 同社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2015年12月 ホウライ株式会社非常勤監査役(2019年12月退任) 現在に至る | 一株 |
| <社外取締役候補者とした理由> 2015年6月より社外取締役として経営に携わり、幅広い知識、経験と客観的な視点で取締役会の透明性の向上に寄与され、経営の監視を行うのに適任であると判断したため。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|---|----------------|
| ③ | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> よ どもし けい いち 吉 年 慶 一 (1950年10月25日生) | 1979年 5 月 三洋電機株式会社入社 2003年 4 月 同社執行役員技術開発部長兼スタッフ部門 (知財) 担当 2006年 7 月 同社執行役員A Vカンパニー副社長兼プロジ エクター統括BUリーダー 2008年 4 月 同社執行役員デジタルシステムカンパニープ ロジェクター事業部長 2012年 9 月 大阪産業大学工学部非常勤講師 2016年 6 月 当社社外取締役 現在に至る | 1,100株 |
| <社外取締役候補者とした理由> 2016年6月より社外取締役として経営に携わり、幅広い知識、経験と客観的な視点で取締役会の透明性の向上に寄与され、経営の監視を行うのに適任であると判断したため。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内博史氏および藤川隆夫氏並びに吉年慶一氏の各氏は社外取締役候補者であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役および監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲内に限定できる旨を定款で定めており、既に竹内博史氏および藤川隆夫氏並びに吉年慶一氏の各氏との間で責任限定契約を締結済みであります。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、藤川隆夫氏、吉年慶一氏との間で締結されている当該契約は継続され、竹内博史氏とは、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める最低責任限度額です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第65期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）の固定報酬枠と、年額150百万円以内の業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴いこれを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬額を、員数及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）の固定報酬枠と年額150百万円以内の業績連動型の変動報酬枠とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、業績連動型報酬の改定後の算定方法とこれを相当とする理由は次の通りであります。

（算定方法）

- ・基礎となる利益に関する指標は、業績連動型報酬控除前の営業利益（以下「個別営業利益」という）とし、前払年金費用の増加額若しくは退職給付引当金の減少額（数理差異等特別損益で計上した費用を除く）を控除いたします。
- ・一人当たりの役職別業績連動型報酬は、次の通りとします（10万円未満切捨）。
取締役社長 個別営業利益の0.34%（支給率0.34）
取締役副社長 個別営業利益の0.31%（支給率0.31）
専務取締役 個別営業利益の0.29%（支給率0.29）
常務取締役 個別営業利益の0.25%（支給率0.25）
取締役 個別営業利益の0.22%（支給率0.22）
- ・ただし、取締役就任後3年以内の場合は、上記支給率に0.75を乗じて支給し、業務執行を伴わない社外取締役につきましては、この算定方法の適用はありません。
- ・総額150百万円を上限とし、下限を0円とします。支給総額が150百万円となる場合は、取締役の役職別支給率を全取締役の支給率の合計で除したものに150百万円を乗じた金額（10万円未満切捨）とします。
- ・取締役が期中に退任した場合の業績連動型報酬は、職務執行期間を満了した場合の業績連動型報酬支給額を計算し、その金額を在籍月数によって按分計算したものとします（10万円未満切捨）。

（相当とする理由）

取締役の報酬と業績等との連動を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めることにも繋がるとの考えにより業績連動型報酬を導入しております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責、員数及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役2名に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役濱 政夫氏および西井弘明氏に対し、在任中の労に報いるため当社における一定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|-----------------------|---------------------|
| はま まさ お 濱 政 夫 | 2016年6月 当社監査役 現在に至る |
| にし い ひろ あき 西 井 弘 明 | 2016年6月 当社監査役 現在に至る |

以上

株主総会会場ご案内図



- 会場 大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号
ガリレイグループ本社ビル 8階
電話(06)6477-2011(代表)

●交通のご案内

JR東西線 加島駅 出口①より徒歩2分

※会場にお越しになる際は、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

GALILEI

Be cool, Be alive.

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。